

第18回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成22年2月22日（月）18：30～21：00
開催場所 しゃきっとプラザ集団健診ホール
出席委員 土谷委員、大原委員、岡本委員、大江委員、小森委員、菅野委員、村上委員、三浦委員、遠國委員、吉田委員、竹下委員
アドバイザー 水澤アドバイザー

1 開 会

2 第17回会議録（要旨）について

事務局作成のとおりで基本的に了承。修正等あれば事務局まで連絡願う。

3 行財政運営のたたき台について

起草部会で作成したたたき台の内容について協議した。委員から出された意見、アドバイザーからのアドバイス等を踏まえ、起草部会で再度整理することとした。

<起草部会委員よりたたき台について説明>

別添「行財政運営のたたき台」により説明

（委員）

盛り込む項目として外部監査を意見として出したが、美幌のような小さな町では難しいかなという気持ちもあった。美幌町にはこれまでの歴史に基づくやり方があるが、そのことを知らずに外部の人が監査することは現時点ではどうなのかなと思う。外部監査がやはり必要だということになった時点で考えて良いのではないかな。

行政評価で、「適切な評価基準」とあるが、これが何か問われるのではないかな。国での事業仕分けの模様が以前テレビで放送されていたが、基準の設定の仕方もあるなと思った。学問、芸術、行政にしてもあのような形で水を差されるのはどうなのかな。行政評価の基準の設定は余程慎重にやらなければならない。行政評価の枠組みはたたき台のとおりだと思うが、実際の運用の際に非常に難しいと思う。評価基準については全町的な合意が必要だと思う。

政策法務については、最近の新聞でこういう部署を作った市のことが紹介されており、なかなか面白いなと思った。法務だけでなく、政策の部門をどうするのか。現職町長の政策は誰が作るのか。役所を挙げて政策を作ることになるのだと思うが、どこが音頭を取り、調整を図るのか。そこが見えない。政策法務が今後どのように運用されるのか、大変興味深い。

（委員）

私は、外部監査を規定していただきたいと思っている。監査が必要な事態が起きた時のことを考えると、勿論このようなことはあってはならないことだが、すぐに対応できるように、規定しておいた方が良いのではないかな。

（委員長）

我々が行財政を運営していく際に、何かベースとなる計画がないと、どこに向かって行けば良いかわからない。その時々声の大きい首長や議会の意向で方向が定まらないようなことがあってはいけない。海図や羅針盤の役割を果たす総合計画があって、はじめて向かう方向が見えてくる。それに向かって、行財政運営をする。そして評価をする。さらに次に向かう。行財政運営を進めるにあたっては、総合計画が必要だと思う。そのことをはっきり決めていただいた方が、町の運営も安定的に行える。町民の皆さんにとっても、こういう計画に基づく取組であることが見えると思う。計画があり、実際に執行して評価する。そしてまた戻る。こういう循環が必要だと思う。

行政評価をどうするかはなかなか難しい。事業仕分けで必要性をどう論議するかは難しい。当町でも、大きい事業について、必要性が低いと判断した場合は別の事業に置き換えている。時代の情勢にあわなくなった事業の見直しを行うためにも、行政評価は必要だ

と思う。補助金も既得権となってはならず、評価を行う必要がある。

(アドバイザー)

基本的なことはたたき台の中に盛り込まれていると思う。公益通報制度については、法律も制定されており、いずれは検討課題に上ってくるものだと思う。外部監査については、政令指定都市などは導入が義務づけられているが、それ以外の自治体で導入する場合は条例を制定する必要がある。既存の監査制度に加えて、さらに外部監査制度を設ける必要が今すぐあるか、費用も発生することなので、慎重に検討した方が良いと思う。評価については、これを機に外部評価も町民参加で行うことを検討してみてはどうか。

(起草部会委員)

総合計画には基本構想・基本計画・実施計画があるが、実施計画については毎年ローリングして直していくことや国の施策もめまぐるしく変わり予算付けも変わっていくことからあまり細かくするのも如何かということで、参加規定とするのは基本構想・基本計画のみとした。また、これは起草部会で話したことではないが、自治基本条例には基本的な方向を示すものを規定し、実施に係る具体的な部分は他条例や規則で規定するなどが考えられ、この条例でコンクリートにしてしまうよりも柔軟に改正できるようにした方が良いのではないかと考える。

(アドバイザー)

総合計画への町民参加を10年に1回の基本構想や5年に1回の基本計画づくりだけに参加することで町民参加を行っていますというのはいかにも形式的過ぎないかということである。したがって、実施計画を町民参加から外す案には理解に苦しむ。毎年見直しが行われる実施計画への参加がされて、初めて総合計画への参加ということになるのではないか。実施計画見直しへの参加は行政が行う計画づくりへの町民の理解という点からも必要ではないか。

(起草部会委員)

町民の意見は、行政評価によってこれを反映できるのではないかという考え方もある。

(アドバイザー)

実施計画の見直しは、内部評価や外部評価をしないと反映できないと思う。

(委員長)

しかしながら、イメージとしてこの町民会議のようなスタイルで毎年実施計画について見直し作業を行うとすれば、大変な事務ボリュームになってしまうという危惧もある。

(アドバイザー)

総合計画審議会は、総合計画を立てるだけで終わっているから駄目で、策定に携わった人は、当然計画の内容を知っているので、実施計画の実施結果に対する外部評価委員として、継続した審議会としてはどうか。

(委員)

行政評価の中で実施計画を含めて評価することも可能ではないか。

(アドバイザー)

「可能」という条文の規定は裁量的な表現なので、別な表現の方が良いと思う。実施計画への参加の形態は色々あるので、対象外とすべきではないと思う。実施計画も含め、町民の意見を計画に反映すべきではないか。

(委員)

実施計画と議会の関係はどうなっているのか。議論の場はあるのか。

(委員長)

実施計画そのものの議論の場はない。実施計画は議会にお示ししている。その内容をベースにして一般質問することなどは可能である。公にもしている。

町では、各部局・分野で計画を持っているが、住民参加は計画策定までで、実施については行政で粛々と執り行うこととしているものが多く、当初と方向性が変わっていったまうという危険性を帯びているのは事実。しかし、400近くある総合計画の実施計画を毎年町民参加で見直しをするというのは、かなりの時間を要してしまう。町民の参加方法についてコンパクトにするなど検討する必要もあるのではないか。

(委員)

当初計画になかったものなど、新しいものは毎年行っても良いのではないか。

(委員長)

国の補助事業等の影響で総合計画にのっていない事業をその時の判断で行うことが現実的にある。これらのことを行政と、それが議決事件であれば議会だけの判断で行って良いかということも考えなければならない。

(委員)

スピーディーに事業を行いたいときに議会に対し基礎的なことから説明していたのでは時間が足りないと思うのは当然のこと。町民参加も同様で、どの時期にどのボリュームで参加していただくかが焦点となる。新たな事業においてそれがすばらしい方向性を持っていても、参加の時間を要するためにかなり前から準備をしないとその事業ができないとなるのは如何だろうか。

(アドバイザー)

栗山町議会基本条例のように、町長は議会に提案する際には他の自治体での事例を含めた細かい資料を事前に調べ、作成に非常に時間を要する提出することが義務付けられている例もあるが、町民参加の利点は、町民参加によって町民が最大の理解者になることであって、逆に町民参加がされなかったことによって、町政への不信感を招く結果となることもある。

(委員)

危機管理への参加はなどはイメージし易いが、実施計画への参加となると、住民はイメージしづらいのではないかと。

(委員)

町の予算に直接かかることに町民がどこまで参加できるのか、また、行政はそれに積極的な参加を呼びかけてよいのか。うやむやになってしまうところではある。実施計画策定において、住民の参加は難しいのではないかと。

(委員)

行政改革の町民参加を考えたときに、あそこまではなくても、ああいった形で会議を公開することでできるかもしれない。ただし、1年間という短い期間で評価と次の計画を立てることは現状では厳しい。

(委員長)

総合計画のように長いスパンで計画を立て、毎年ローリングで見直しをかけていくような計画が他に少ないのであれば、意外に事務ボリュームは少なく済むのかもしれない。庁内検討委員会で他計画も含めて検討する必要がある。

(委員)

町民参加を全てに実施する必要はないのではないかと。事業によっては特定の人だけに恩恵があるものもあり、個人的な感情により判断してしまう可能性がある。参加する全ての人の中立での立場で判断するのは難しいのではないかと。行政は中立的な立場で実施計画を策定しているのであろうし、またそのために町長や議員を選挙で町民が選んでいる。わざわざ町民が出向いて話をする必要があるのだろうかと思う。

<たたき台全般について>

(アドバイザー)

- ・行政改革の2と3について、同様の内容なので一つにしても良いのではないかと。
- ・行政手続の2について、「別の」ではなく「別に」の方が良いのではないかと。
- ・政策法務について、「条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに」とあるが、制定だけではなく改正・廃止も大事なことである。また「権限を十分に活用する」というのも重たい表現である。「条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに」としてはどうか。
- ・公益通報について、「職員等」とある「等」について、どこまで範囲を広げるのか。例えば請負業者も対象とするのか。する場合はこの条例の範囲を超える可能性があり、検討が必要ではないかと。
2の公益通報の規定を「別に定めます」としては、規則や要綱等でも良いこととなるが、条例で規定すべき内容なので、「別に条例で定めます」とした方が良いのではないかと。
- ・町民は町民会議でどんな議論をしたのか町民が一番知りたいと思うし、町民説明会でもどういう議論をしたかが一番気になると思う。【町民会議では】は、外部監査

や公益通報などでどんな意見が出て、議論し、結果どう整理したのかをもう少し記載した方が良いのではないかと。

- ・総合計画の解説で【「基本構想」(10年)「基本計画」(5年)】などと、年数を表記するとわかりやすいのではないかと。

4 議会、議員の役割・責務等について

「議会、議員の役割・責務等」について協議を行った。次回の会議に向け、議会及び行政について各委員から率直な意見の提出を求め、それを基に再度協議することとした。

事務局より意見の取りまとめ結果について、別添資料「第18回みんなで創る自治基本条例町民会議」委員事前意見取りまとめ結果」により説明。

(委員長)

規定についての意見取りまとめ結果では、議会基本条例に委任が2人、従来型が4人、一定程度自治基本条例で規定が8人と、一定程度規定するとした方の意見が多い。一定程度自治基本条例で規定する方向で進めていくことでどうか。

(委員)

一定程度規定して、将来的に議会基本条例を制定することも視野に入れて進めていくのが良いのではないかと。ここにいる議員だけを含めて議会のことを議論する難しさはあるが、それは、行政も代表として職員が出席しているので同じ条件だとも思う。

(委員長)

この町民会議に議員も関与するという事で町より議員協議会にて説明をさせていただき、その選出について人数も含めて議会内部で決めていただいたという経過がある。全権とまではいかななくても、この会議の委員として出席していただいている議員5名に議会としてある程度の委任がされているという認識がある。

(委員)

各会派及び無会派の代表として選出されている。それぞれの会派は、その代表者の意見を尊重するというスタンスである。

この町の憲法たる自治基本条例を制定しようとする際、町民の「今こういった条例が必要だ」という意思がのったものがあれば、議会に持ち帰って説明することができる。

(委員)

自分の会派の意見だけではなくて、その意見をもって議論された結果も尊重してもらうことができれば、今後もスムーズに行くのではないかと。

(委員)

標準会議規則では自由討論の原則といいながら議会から理事者側に質問は出来るが、議員間での質問は許されていない。また、一問一答方式が検討されているが、3回までの発言で、しかも質疑のみで意見を入れてはならないとなっている。これでは改革案は簡単には出ない。町民から議会に対する思いを率直に出してもらうことにより、事態が変わる可能性がある。議員協議会は議員間の討論の場ではあるが、美幌町の場合は公式のものではない。

(委員)

一定程度規定するとした方の意見が多いことから、その方向で進めていくという方針は良いが、その場合、議会基本条例を制定するという事を大前提とするかどうかで、どこまで自治基本条例内で規定するのか、判断が大きく変わってしまう。自治基本条例内に議会基本条例を制定することを明文化するかどうかの判断も必要。

(委員)

一定程度をどの範囲とするかという問題もあるが、どちらにせよ細部は議会基本条例で規定するという事は避けられないと思う。

(委員)

どんなレベルで議会にどんなことを望むのか、委員から意見を出してもらうことが必要だと思う。

(事務局)

次の会議に向けて、行政と議会に対する率直な意見や要望などを出していただくこととした。意見や要望の中から、行政や議会の見直さなければならない課題がクリアに見えてきて、条例作成に繋がれるのではないかという考えである。

（アドバイザー）

議会基本条例に委任するということを自治基本条例に明記しても、議会がそれを策定すると議員の皆さんの考えが一致しない限りは、自治基本条例のその項は修正されることが想定される。しかし、委員の皆さんの意見は、一定程度議会運営について自治基本条例で規定するという意見が一番多かったようであり、改めて議会基本条例を議会が制定する方法ではない。

（委員）

憲法たる自治基本条例の中に、可能な限りきっちり盛り込むべきではあるが、盛り込めなかった部分については、解説で「盛り込めなかった規定は議会基本条例で必要な措置が図られるべき」としてはどうか。議会に関わることについては、ここに副議長はいるが議長も議会運営委員長もいないため、議会内での説明も必要である。

（委員）

町民会議の中で議会に対する意見や要望を出してもらい、それを踏まえて自治基本条例の中で一定程度規定する方が良いと思う。町民会議で一定程度の内容を出していただいた方が、議会内の議論はし易い。

5 次回までの検討課題・次回開催日について

水澤アドバイザーから、次回の検討課題である「見直し・町民委員会」について、別添資料「自治基本条例の概要（見直し・町民委員会）」により説明。

（委員）

町民委員会の検討継続性担保を実際に行えているところはあるのか。

（アドバイザー）

町民委員会の委員の任期と審議内容の継続性を考慮している町民委員会はほとんどないと思う。ただし、実際全員が一度に変わると町民委員会の審議の継続性が保てないため、規則で委員定数の1/2の改選など何らかの措置が必要かと思われる。

（委員）

町民委員会の組織構成について、委員になりたいという町民の方がたくさんいるような状態ならば良いが、現実問題として日当も出ないこのような委員のなり手がいるだろうか。権限を持っているのなら別だが、そうではないので、長期でも仕方ないのではないか。

（アドバイザー）

問題は委員の成り手がいっぱい出るためには、委員登録制度など施策を講じる必要がある。町民委員会が附属機関になるのであれば、日当は出ると思う。

（委員）

どうしても委員が偏ってしまうのは、町の規模によっては致し方ない部分もある。

（事務局）

- ・「行政・議会、議員に対する意見、要望等」「条例の見直し及び実効性の担保」について、条文に盛り込みたい項目、その具体的な内容や考え方、理由等について意見をいただきたい。
- ・次回会議は、3月15日（月）18:30 から、しゃきっとプラザ会議室(1)(2)で行う。